

ユリホンジョウシ
由利本荘市

「人と自然が共生する躍動と創造の都市(まち)」



合併期日	平成17年3月22日	合併の方式	新設
合併関係市町村	本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町		

所在地	由利本荘市尾崎17番地
電話	0184-24-3321
FAX	0184-23-3226
ホームページ	http://www.city.yurihonjo.akita.jp/
Eメール	soumu@city.yurihonjo.akita.jp

面積	1,209.04	km ²	(H12国土地理院調査)
内訳	188.31	km ²	本荘市
	123.63	km ²	矢島町
	108.10	km ²	岩城町
	96.53	km ²	由利町
	181.71	km ²	大内町
	150.17	km ²	東由利町
	38.06	km ²	西目町
	322.53	km ²	鳥海町

人口	92,843	人	(H12国勢調査)
内訳	45,724	人	本荘市
	6,246	人	矢島町
	6,582	人	岩城町
	6,209	人	由利町
	9,794	人	大内町
	4,860	人	東由利町
	6,615	人	西目町
	6,813	人	鳥海町

世帯数	27,805	世帯	(H12国勢調査)
内訳	15,347	世帯	本荘市
	1,747	世帯	矢島町
	2,028	世帯	岩城町
	1,476	世帯	由利町
	2,461	世帯	大内町
	1,314	世帯	東由利町
	1,682	世帯	西目町
	1,750	世帯	鳥海町

位置・地勢	<p>秋田県の南西部に位置し、南に鳥海山、東に出羽丘陵を望み、中央を一級河川子吉川が貫流して日本海へそそぐ山と川と海の美しい自然に恵まれた地域であり、鳥海山と出羽丘陵に接する山間地帯、子吉川流域地帯、日本海に面した海岸平野地帯の3地域から構成されている。</p> <p>また、JR羽越本線と国道7号が南北に並走し、国道105号、107号、108号、341号、398号の起・終点となっている。</p> <p>面積は、1,209.04km²(東西約32.3km、南北約64.7km)で、県の面積の10.7%を占めている。</p> <p>地目別では、山林が約903km²で74.7%を占め、次いで農用地が約150km²、12.4%であり、宅地は22km²で、わずか1.8%に過ぎない状況である。</p> <p>気候は、県内では最も温暖な地域だが、海岸部と山間部では気象条件が異なり、特に冬季においては、積雪量に大きな差がみられる。</p>	
-------	--	--

産業・観光	<p>由利本荘市の基幹産業として農業振興を進めており、その中で、土壌改良による高品質かつ良食味米の生産拡大を進めている「由利本荘米」、地域ブランドとして認定を受けた「秋田由利牛」の知名度が全国的に高まっており、ブランドの確立をよりいっそう進めながら、他の特産品目についても生産振興を図っている。</p> <p>また、工業の分野においても、電気機械を中心としたハイテク産業の集積により発展を続けており、県内でも製造品出荷額の多い地域となっている。</p> <p>観光においては、鳥海山、子吉川、日本海といった自然に恵まれ、春夏秋冬の季節ごとにその自然環境を生かした観光が特長であり、また、史跡や伝統芸能など歴史的・文化的資源も多数あることから注目を集めている。</p>
-------	---



鳥海山



航空写真

組織 (合併後初代)	市長	助役		収入役	議長	副議長
	柳田 弘	鷹照 賢隆	村上 隆司	—	齋藤 栄一	村上 亨
	H17.4.17～	H17.7.1～	H17.7.1～	—	H17.3.24～ H17.10.31	H17.3.24～ H17.10.31

行政 施策	<p>「人と自然が共生する 躍動と創造の都市(まち)」を市の将来像とし、まちづくりの基本として以下の7つの柱を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域に開かれた住民自治のまちづくり 2. 活力とにぎわいのあるまちづくり 3. 健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり 4. 恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり 5. 豊かな心と文化を育むまちづくり 6. 心ふれあう情報と交流のまちづくり 7. 行財政改革による健全なまちづくり
----------	---



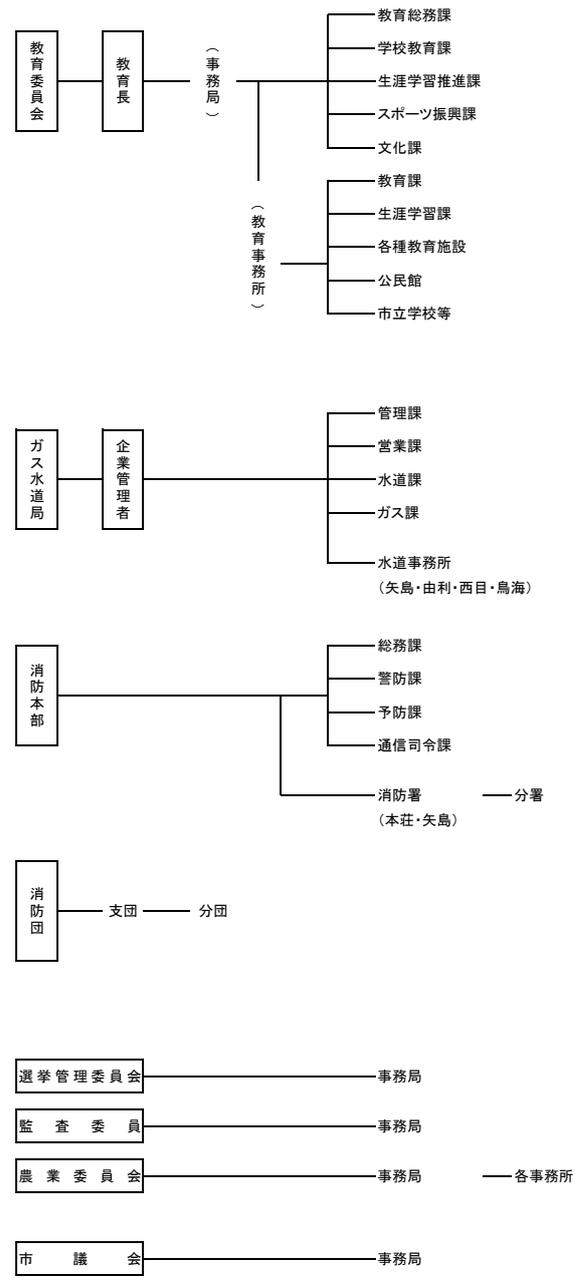
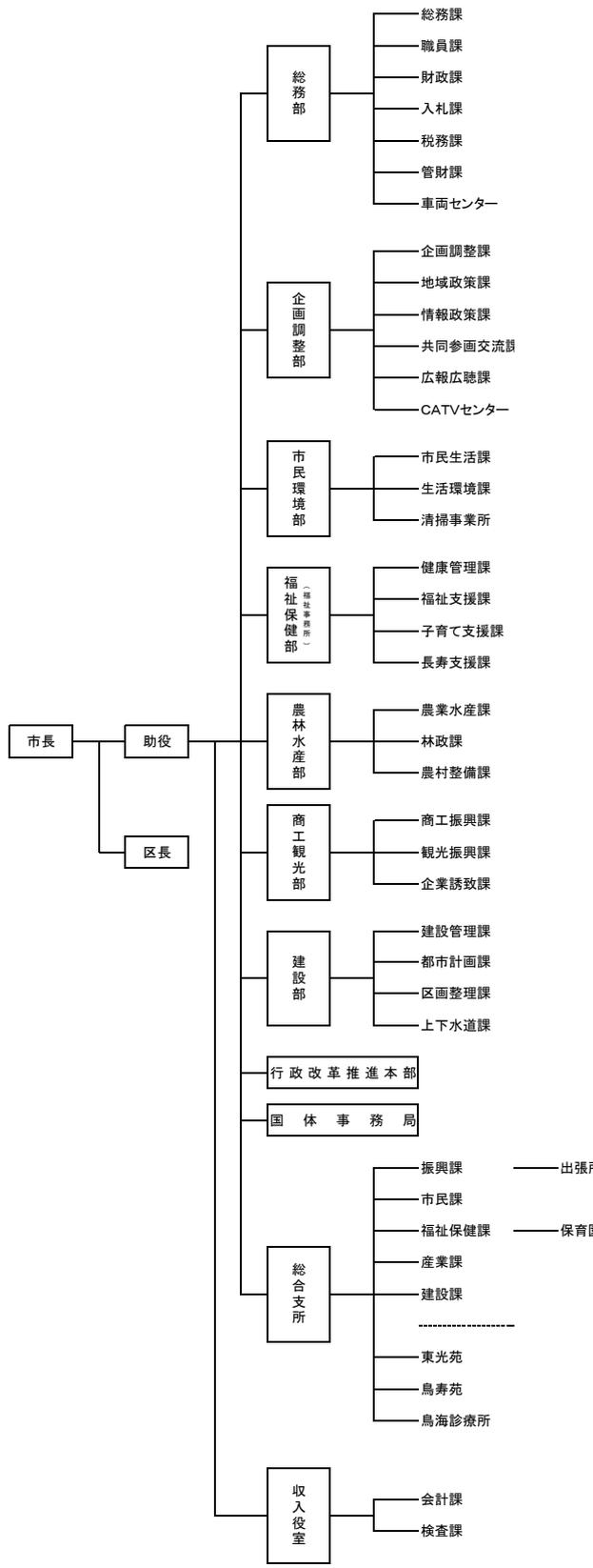
市の木「ケヤキ」



市の花「さくら」



市の鳥「キジ」



1 合併関係市町村の沿革

本荘市:昭和 29(1954)年 3 月、本荘町、子吉村、小友村、石沢村、南内越村、北内越村及び松ヶ崎村の合併により誕生した。

矢島町:明治の市制町村制施行とともに誕生した。

岩城町:昭和 30(1955)年 7 月に亀田町と道川村が合併し誕生した。

由利町:昭和 30(1955)年 3 月、東滝沢村、西滝沢村及び鮎川村の 3 村が合併し由利村となり、合併 5 年後の昭和 35(1960)年 11 月に町制施行した。

大内町:昭和 31(1956)年 9 月、岩谷村、下川大内村及び上川大内村の 3 村が合併し大内村となり、その後、昭和 45(1970)年 4 月に町制施行した。

東由利町:昭和 30(1955)年 7 月、下郷村と玉米村が合併し東由利村となり、昭和 49(1974)年 4 月に町制施行した。

西目町:明治の市制町村制施行により西目村となり、昭和 50(1975)年 9 月に町制施行した。

鳥海町:昭和 30(1955)年 3 月、川内村、直根村及び笹子村の 3 村が合併し鳥海村となり、合併 25 周年を節目として昭和 55(1980)年 11 月に町制施行した。

平成 17(2005)年 3 月 22 日、上記 1 市 7 町が新設合併し、「由利本荘市」が誕生した。

2 合併関係市町村間のつながり

8 市町は、古くから歴史的、文化的に深いつながりを有し、一体的な発展を遂げてきた。道路網についても国道や各市町間を結ぶ県道等主要地方道の整備が充実され、さらには、車社会の著しい進展、情報通信手段の急激な発達等により住民生活圏の広域化が顕著となっており、買い物や通勤、通学、通院等の日常生活や観光、公共施設利用等についても 8 市町の一体化が一段と進んでいる状況であった。

また、以前から一部事務組合などの広域行政制度の活用を図るなど広域化を進めており、効率的な行政運営を進めながら、住民サービスの充実を図り行政運営を行っていた。

3 合併に向けた動き

市町村合併の動きは、平成 11 年 7 月の合併特例法の改正が契機となっているものであるが、この改正は、地方分権の担い手である市町村の行財政基盤の強化や、国・地方の厳しい財政状況への対処などのため、市町村合併を積極的に推進することが必要であることから行われたものであった。

一方市町村においては、いわゆる昭和の大合併から 50 年余りが過ぎ、交通網の発達により日常の生活圏が拡大しており、これに伴い行政も広域的に対応する必要が生じてきた。

さらに、住民ニーズの多様化や少子高齢化社会への対応など、今までの市町村の枠組みでは十分対応しきれない課題も増えてきた。

このような状況の中、本荘由利 8 市町が協力して、これらの課題に対処するため、平成 14 年には、各市町で市町村合併に関するアンケートや住民説明会などを実施しながら、住民の意向を調査・把握に努めたところであったが、岩城町では、同年 9 月に合併の相手先を問う住民投票を 18 歳以上を対象として実施し、約 6 割が本荘由利地域との合併を望む選択をするなど、各市町で市町村合併の気運が高まり、合併の必要性や合併の構成市町村について検討を重ね、平成 15 年 1 月 15 日に法定協議会である「本荘由利一市七町合併協議会」が発足した。

【市町村合併に関するアンケートの実施状況及び結果】

本 荘 市 平成 13 年 12 月に無作為抽出した 20 歳以上の住民 1,000 人を対象にアンケートを実施

回収数 491 人（回収率約 49%）

市町村合併について、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせ、約 70%となった。

矢 島 町 平成 14 年 8 月に全世帯である 1,843 世帯の世帯主と無作為抽出した 18 歳以上の住民 1,000 人、計 2,843 人を対象に実施

回収数 2,315 人（回収率約 81%）

市町村合併について、「積極的に進めるべき」と「どちらかといえば進めていくことが望ましい」を合わせ、約 56%となった。

岩 城 町 平成 14 年 7 月に無作為抽出した 18 歳以上の 1/3 の住民 1,814 人を対象にアンケートを実施

回収数 1,122 人（回収率約 62%）

合併の必要性について、「必要である」が約 71%

合併の相手先について、「本荘市周辺」が約 41%、「秋田市周辺」が約 48%となった。

上記の結果を受けて、同年 9 月に、18 歳以上の住民を対象とした住民投票を実施（投票有資格者数 5,427 人）

投票総数 4,409 票（投票率 81%）

「秋田市及びその周辺の各町」 1,626 票

「本荘市及びその周辺の各町」 2,724 票

由利町 平成 14 年 7 月に無作為抽出した 20 歳以上の 1/2 の住民 2,527 人を対象にアンケートを実施

回収数 1,315 人（回収率約 52%）

関係市町と合併協議を進めていくことについてどのように思うかについて、「積極的に進めるべき」と「どちらかといえば進めていくことが望ましい」を合わせ、約 77%となった。

東由利町 平成 14 年 8 月に全世帯の 1,301 世帯を対象にアンケートを実施

回収数 940 世帯（回収率約 72%）

1 市 7 町の市町での合併について、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせ、約 66%となった。

西目町 平成 14 年 6 月に無作為抽出した 20 歳以上の住民 1,000 人を対象にアンケートを実施

回収数 716 人（回収率約 72%）

本荘由利圏域での合併について、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせ、約 67%となった。

鳥海町 平成 14 年 9 月に全世帯である 1,772 世帯の世帯主と無作為抽出した 20 歳以上の住民 1,000 人、計 2,772 人を対象に実施

回収数 2,159 人（回収率約 78%）

市町村合併について、「積極的に進めるべき」と「どちらかといえば進めていくことが望ましい」を合わせ、約 75%となった。

上記のほか、合併協議会の設立後の平成 15 年 4 月には、8 市町在住の 18 歳以上の住民から 1 万人を無作為抽出し、合併後のまちづくりに関するアンケートを実施した。回収率は約 65%で、道路整備を始めとしたインフラの整備、子育てや福祉施策の充実、豊かな自然をいかした観光の推進、事務効率化による行政コスト削減などを市町村合併による効果として期待する意見が多かった。

平成 13 年	8 月 21 日	市町村合併担当職員等で組織する「市町村合併共同研究会」が発足
平成 14 年	2 月 15 日	市町長、議会議長による「市町村合併に関する協議会」開催
	10 月 28 日	「合併準備協議会」を設置 (法定合併協議会設立に向けて作業を進める)
平成 15 年	1 月 15 日	「本荘由利一市七町合併協議会」を設置

平成 15 年	1 月 21 日	第 1 回本荘由利一市七町合併協議会を開催 (以降、全 22 回の合併協議会を開催)
平成 16 年	8 月 17 日	本荘市・矢島町・岩城町・由利町・大内町・東由利町・西目町・鳥海町合併協定調印式を開催
	8 月 18 日	1 市 7 町において、臨時議会で廃置分合関連議案を可決
	8 月 23 日	県知事へ廃置分合を申請
	10 月 1 日	県議会で廃置分合議案可決
	10 月 5 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	10 月 28 日	総務大臣の告示
平成 17 年	3 月 22 日	由利本荘市誕生

4 合併協議の概要

平成 15 年	1 月 21 日	第1回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規程・監査委員の同意 ・ 合併方式 ・ 目標年次 その他、委嘱状交付、規約・規程・要領・予算等の報告 会長 本荘市長 柳田弘 副会長 大内町長 佐々木秀綱 矢島町長 佐藤清圓 岩城町長 加藤鋳一 由利町長 阿部満 東由利町長 阿部幸悦 西目町長 三浦孝郎 鳥海町長 佐藤源一 委員 33名
	3 月 20 日	本荘由利一市七町合併協議会委員研修会 研修会 テーマ 「合併協議会の役割について」 第2回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画について
	4 月 17 日	第3回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認

平成 15 年		<ul style="list-style-type: none"> ・新市名称の決定方法について（継続協議） ・慣行の取扱い その他、委員先進地研修について協議
	5 月 15 日	第4回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 <ul style="list-style-type: none"> ・新市名称の決定方法について（継続協議） ・一部事務組合等の取扱い（その1） その他、住民アンケート調査の状況について報告
	6 月 19 日	第5回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の取扱い ・姉妹都市等の取扱い ・広報広聴関係事業の取扱い ・市・町立学校の通学区域の取扱い ・新市名称の決定方法について（継続協議） その他、住民アンケート調査について中間報告
	6 月 26 日 ～ 27 日	本荘由利一市七町合併協議会委員先進地視察研修 （岩手県 北上市・遠野市）
	7 月 10 日 ～9 月 9 日	新市名称募集 対象者 1市7町の在住者 応募件数 1,087種類 5,211件
	7 月 17 日	第6回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 <ul style="list-style-type: none"> ・新市の事務所の位置 ・一般職の職員の身分の取扱い ・特別職の職員の身分の取扱い ・介護保険事業の取扱い ・電算システム事業の取扱い ・新市名称の決定方法について（継続協議） その他、平成 14 年度歳入歳出決算について、新市建設計画の進捗状況について報告 住民アンケート調査最終報告

平成 15 年	8 月 11 日	<p>第7回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱い ・ 保健衛生事業の取扱い（その1） ・ 建設関係事業の取扱い（継続協議） ・ 新市名称の決定方法について ・ 新市まちづくり計画（素案）（継続協議）
	9 月 25 日	<p>第8回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設関係事業の取扱い ・ 条例、規則等の取扱い ・ 窓口業務の取扱い ・ 水道事業の取扱い ・ 下水道事業の取扱い ・ 文化振興事業の取扱い ・ 新市まちづくり計画（素案） <p>その他、新市名称の募集結果について報告</p>
	10 月 27 日	<p>本荘由利一市七町合併協議会委員研修会 「地域審議会と地域自治組織について」</p> <p>第9回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産及び債務の取扱い（継続協議） ・ 障害者福祉事業の取扱い ・ 環境対策事業の取扱い ・ 商工・観光事業の取扱い ・ 社会教育事業の取扱い（その1） ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議） <p>その他、新市名称の第1次選定結果、新市まちづくり計画（素案）の変更について報告</p>

平成 15 年	11月 10 日 ～ 12月 11 日	<p>住民説明会 （新市の将来像や基本計画、重点プロジェクトなど、 新市の目指すまちの姿を示した新市まちづくり計画 「基本構想」ダイジェスト版により住民説明会を開催）</p> <p>11/10 大内町 環境改善センター 11/12 鳥海町 直根公民館 11/14 本荘市 鶴舞会館 11/15 岩城町 岩城会館 11/16 東由利町 有鄰館 11/16 鳥海町 笹子公民館、紫水館 11/17 由利町 ふれあい館「鮎川」 11/20 由利町 西滝沢地区コミュニティセンター 11/21 由利町 善隣館 12/11 矢島町 日新館（午後2回開催）</p>
	11月 30日	<p>第10回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市の名称について（継続協議） ・納税関係の取扱い ・消防防災・交通関係事業の取扱い ・学校教育事業の取扱い ・財産及び債務の取扱い ・議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議） <p>その他、事務局規程の一部改正について報告</p>
	12月 18日	<p>第11回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意 ・一部事務組合等の取扱い（その2） ・ごみ収集運搬業務事業の取扱い ・保健衛生事業の取扱い（その2） ・農林水産業関係事業の取扱い（その1） ・社会教育事業の取扱い（その2）（継続協議） ・字の区域及び名称の取扱い（その1） ・新市の名称について（継続協議） ・議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議） <p>その他、平成15年度合併協議会会計補正（第1号）について報告</p>

平成16年	1月 8日	第12回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議 ・新市の名称について（継続協議）
	1月 22日	第13回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認（協議事項） ・新市名称について ・議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議） ・社会教育事業の取扱い（その2）（継続協議） ・使用料、手数料等の取扱い（継続協議） ・公共的団体の取扱い（継続協議） ・補助金及び交付金等の取扱い（継続協議） ・高齢者福祉事業の取扱い（継続協議） ・農林水産業関係事業の取扱い（その2）（継続協議）
	2月 26日	第14回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 ・議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議） ・社会教育事業の取扱い（その2） ・使用料、手数料等の取扱い ・公共的団体の取扱い ・補助金及び交付金等の取扱い ・高齢者福祉事業の取扱い ・農林水産業関係事業の取扱い（その2） その他、新市名称公募に係わる記念品贈呈者の抽選について協議
	3月 18日	第15回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 ・議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議） ・児童福祉事業の取扱い ・その他の福祉事業の取扱い ・第三セクターの取扱い その他、「名付け親大賞」記念品贈呈、平成15年度合併協議会会計補正予算（第2号）について報告

平成16年	4月 23日	第16回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合等の取扱い（その3） ・ 国民健康保険事業の取扱い ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続協議） その他、平成16年度合併協議会会計予算について報告
	5月 21日	第17回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 字の区域及び名称の取扱い（その2） ・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い ・ 新市まちづくり計画（案）（継続協議） ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い
	6月 16日	本荘由利一市七町合併協議会委員研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域審議会と地域自治組織について 第18回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を協議・確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併の期日 ・ 事務組織及び機構の取扱い ・ 新市まちづくり計画（案）（継続協議） （追加協議） ・ 地域審議会及び地域自治区の取扱いについて ・ 字の区域及び名称の取扱いの変更について
	6月 24日	新市建設計画（まちづくり計画）県協議
	8月 2日	第19回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市まちづくり計画（案） ・ 合併協定書（案） その他、平成15年度合併協議会歳入歳出決算について報告
	8月 17日	合併協定調印式
	8月 17日 ～9月 30日	新市の市章デザイン募集 全国募集 最優秀賞1点 30万円、優秀賞3点 各5万円 応募作品点数 2,262点
	8月 18日	1市7町 臨時議会 合併関連5議案可決

平成16年	10月 19日	第20回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 特別職の報酬等に係わる小委員会の設置について その他、地域審議会及び地域自治区について中間報告、 新市の組織・機構について報告
	12月 23日	第21回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 地域審議会及び地域自治区の取扱い ・ 特別職の報酬等の取扱い その他、平成16年度本荘由利一市七町合併協議会会計 補正予算（第1号）について、由利本荘市市章について 報告
平成17年	2月 27日	第22回本荘由利一市七町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 平成16年度本荘由利一市七町合併協議会中間審査 ・ 新市の組織・機構の変更について ・ 由利本荘市長職務執行者の選任について ・ 本荘由利一市七町合併協議会の廃止について

※協議項目の後ろの「（継続協議）」は、次回以降の協議会に継続協議となったもの。

① 合併の方式

8市町の市町長による会議や、各市町議会の意向もあり、また各種住民説明会等でも、「1市7町は対等の合併」と説明していたため、平成15年1月21日第1回合併協議会に「新設合併」を提案し、同協議会において異議なく提案どおり確認した。

② 合併の期日

当時の合併特例法の期限である平成17年3月末日までの合併を目指し、平成15年1月21日第1回合併協議会に「平成17年3月までを目標とする」という提案を行い、同協議会で確認した。

後に、合併に伴う電算システム等の調整・確認作業を行うことに都合が良く、スムーズな新市の行政事務をスタートさせるために、3連休の翌日であることを考慮し、「合併期日を平成17年3月22日とする」ことを平成16年6月16日第18回合併協議会に提案し、同協議会で提案どおり確認した。

③ 新市の名称の取扱い

新市の名称については、平成 15 年 4 月 17 日第 3 回合併協議会から協議を開始し、名称の選定方法の確認に 5 回、更に名称の決定に 4 回の合併協議会で協議を重ねることとなった。このことは、協議会の委員のみならず、8 市町の住民全ての関心の高さを示すものであり、合併協議会としても慎重に協議を進めることにより、新市の一体感を損なうことのないよう議論を尽くしたことによるものである。

新市の名称は、8 市町の住民を対象として平成 15 年 7 月 10 日から同年 9 月 9 日までの 2 ヶ月を期間として公募を行い、5,211 件、1,087 通りの応募があった。3 度にわたって合併協議会の委員による投票が行われ、平成 16 年 1 月 8 日第 12 回合併協議会において「由利本荘市」、「本荘市」、「鳥海山市」の 3 つの候補に絞り込まれた。

平成 16 年 1 月 22 日第 13 回合併協議会において、委員より、「地域の一体性を感じさせる。」、「由利郡 7 町と本荘市が、ひとつの新しい理念のもとにまちづくりをするといった意味が感じられる。」などの意見が出され、委員の協議の結果、全会一致で「由利本荘市（ゆりほんじょうし）」に決定した。

④ 新市事務所の位置の取扱い

新市の事務所の位置は本荘市に置くこと、合併に際し当分の間新庁舎の建設は行わず、現在の庁舎を利用すること、広域の合併であることと事務の効率化を考慮し、総合支所方式を取り入れ、各市町の庁舎を総合支所として活用することが提案され、協議の結果、原案どおり確認した。

委員から本荘市に新市の事務所を置くことについて特に異論はなかったものの、協議の中では、「新庁舎建設を市町村合併のシンボリックなものにとらえ早期の建設を行うべき。」といった意見も出されたが、「住民サービスの充実を第一にすべきである。」、「新庁舎建設の必要性が生じたときには、時の市長が財政的裏付けを持って判断すべき。」との意見が大勢を占めた。

⑤ 財産の取扱い

平成 15 年 10 月 27 日第 9 回合併協議会において、各市町の所有する財産及び債務についてはすべて新市に引き継ぐ、本荘市及び大内町の各財産区については現行のとおり新市のそれぞれの財産区として存続するものとするという提案がされたが、委員からは、引き継ぐ財産及び債務の額の調整方法、各市町有林の将来の売却の際の取扱い、財産区についての質問などの意見が出されたことから継続協議とし、平成 15 年 11 月 30 日第 10 回合併協議会において、「普通財産のうち立木の処分があった場合はそれぞれの地域に配慮すること。」を追加し、確認した。

⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

平成 15 年 10 月 27 日第 9 回合併協議会に、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し平成 17 年 10 月 31 日までの在任特例の適用、議員の定数は 30 人とすることが提案されたが、これは、自主的な合併を促進するため激変緩和的な措置として、新市の発足をスムーズに行うことを目的としたものであった。委員からは、議員定数については異論がなかったものの、在任特例については、「新市発足から一定期間に行われる事務事業をすり合わせる必要性があり、賛成する。」、「財政効果が損なわれ反対する。」などのさまざまな意見が出されたが、結論には至らず継続協議となった。

第 10 回合併協議会では定数特例の適用についての意見も出されたが、更に協議を重ねるべきとの判断から継続協議となり、第 11 回合併協議会でも協議を重ね、第 13 回合併協議会において、議会代表委員と住民代表委員それぞれで 16 人ずつの委員で構成する小委員会を設置し、それぞれの協議結果をもとに再度協議を行うこととした。

第 14 回合併協議会に、住民代表からは、「在任特例なし。」、「原案のとおり。」、「定数特例の適用。」の 3 案、議員代表からは、「原案を推す。」などの意見が出されたが、ここでも結論には至らず、両小委員会よりそれぞれ 8 人を選出した合同の小委員会へと調整をゆだねることとなった。

合同委員会は 2 回開催されたが、意見の一本化ができず、今度は、議会代表と住民代表の小委員会委員全員による合同会議が行われたが、ここでも調整がつかず、合併協議会へ提出された原案に対し、その可否を投票により決することとなった。

その結果、平成 16 年 5 月 21 日第 17 回合併協議会で投票が行われ、出席委員 40 人中、賛成 21 票、反対 18 票、無効 1 票という僅差により、

「合併後約 7 ヶ月間の在任特例を適用する。」

ことを確認した。

⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

第 17 回合併協議会において、在任特例を適用しない場合、農業委員会が所掌する関連する法令業務の事務に支障をきたすこと、また農業委員会の業務は現場の把握を伴うことなどから、

「新市に 1 つの農業委員会を置き、一市七町の農業委員会の選挙による委員であった者のうち 80 人は、在任特例を適用し、平成 17 年 7 月 31 日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任し、新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を 30 人とし、選挙区を設ける。選挙区は 8 とし、現在の各市町に設ける。ただし、各選挙区の委員の定数については、新市において調整する。」

ことを確認した。

⑧ 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、税率を標準税率に統一し、納期についても地方税法に定める納期を基準としながら軽自動車税を5月納期とするなどなるべく納期の重複をしないように調整を行い、平成15年8月11日第7回合併協議会で提案され、現に超過税率を適用している本荘市の件について質問があったものの、原案どおりとすることを確認した。

⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとし、職員定数については新市において定員適正化計画を策定し、その他職名、任用要件及び給与については人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整して統一することとして、平成15年7月17日第6回合併協議会に提案され、経費削減による財政効果を期待する意見や、職員数の減少による住民サービスの低下について心配する意見などが出されたが、同協議会において提案どおりとすることを確認した。

⑩ 新市建設計画

合併特例法により合併協議会で作成することが定められている新市建設計画について、始めに基本方針を定め、これに基づき地域の特性を活かしながら新市の速やかな一体化を促進するような建設計画の策定を図ることとした。

基本となる建設計画の策定方針を第2回合併協議会で確認し、第7回合併協議会に建設計画（素案）のうち将来構想部分について提案した。委員が内容を精査する時間を設けるために次回までの継続協議とし、翌第8回合併協議会において確認された。委員からは、地域自治組織等の設置、農業振興や教育関係など将来の新市建設に期待する意見が出された。

その後も、各市町で策定された総合発展計画などを基本としながら、合併協議会事務局及び各市町の担当者が協議を重ね、新市の将来像を支える3つの基本理念、また、それを実現するための7つの柱による「新市まちづくり計画」を新市建設計画として策定し、文化、観光、産業などを地域特性をもとにして交流ゾーンを形成し、地域間の結びつきによる連携を基本とする振興を目指すこととした。

新市まちづくり計画（新市建設計画）は、平成16年8月2日第19回合併協議会で確認した。

⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職は法令の定めるとおりとし、定めのないものについては新市で調整することとした。また、報酬は、現行の報酬や類似団体の状況を参考に調整することを第 6 回合併協議会で確認した。

さらに、報酬等を審議する機関として合併協議会委員の中から議会代表と住民代表それぞれ 8 人ずつ計 16 人で構成する小委員会を設置することを、第 20 回合併協議会で確認した。小委員会は 2 度の会議を開催し、第 21 回合併協議会に「市長などの特別職は本荘市の例とする。」、「議会議員は議長及び副議長は本荘市の例とし、議員は統一する又は現状の各市町の例による。」、「農業委員は議会議員と同様の考えでよい。」という案があったことが報告された。

既に在任特例を適用することを協議会で僅差で確認していたものの、「同じ新市の議員として報酬額に差があることは不合理である。」といった意見や、「今までの歩みを考えると、現状の報酬額でよいのではないか。」といった意見が出され、協議による調整が困難であると判断し挙手による採決で決することとした。

採決の結果、出席委員 41 人中、32 人が現状の報酬維持を支持し在任期間については、現行の報酬額とすることを平成 16 年 12 月 23 日第 21 回合併協議会で確認した。

⑫ 条例・規則の取扱い

合併協議会で協議、確認した各種事務事業等の調整内容に基づき、専決、暫定、漸次に施行することを第 8 回合併協議会で確認した。

⑬ 機構及び組織の取扱い

現に使用されている各市町の庁舎は、そのまま使用する事を基本として住民生活に急激な変化を与えないこととした。新市の事務所の位置は、本荘市役所の場所とし、他町の庁舎は総合支所として残し住民に直接関わりのある業務を今までどおり行える機能を残した。また、各市町の出張所も現状のまま設置することとした。

第 18 回合併協議会に事務組織の基本的な考え方について提案し、住民サービスの低下を招かないことに配慮する事などを説明し、同協議会で確認した。

確認内容に基づき、後に新市の組織等を報告したが、市長部局を 7 部 27 課の体制とし、出納室、国体事務局、行政改革推進本部を本庁に設置し、各総合支所には 5 課を設置、また、教育委員会事務局組織として 5 課設置し、総合支所を単位として 8 の教育事務所を置いた。

新市の一体感の醸成を早期に図ること、効率的で効果的な組織とすることなどを基本としたため、組織が分散される分庁方式を採用しなかった。

⑭ 使用料・手数料の取扱い

上下水道の料金は、水道については上水道や簡易水道等の違いがあり、新市発足時点での統一が困難であるとの方針から合併後3年を目処に統一する方向で調整することとした。集落排水を含む下水道についてはその整備割合や住民負担に大きな差があり、これも新市発足時点での統一は困難であったことから、合併後7年を目処に統一するという提案を平成15年9月25日第8回合併協議会に行い、将来の料金統一の方法についての質問もあったが、同協議会で確認した。

住民に身近な公の施設の利用に伴う料金としての使用料については、それぞれの市町において重点施策としたものに差異があったことから、料金改定による激変緩和を考慮し、原則として現行のとおりとし、ただし、同一又は類似する施設については、新市において調整を図ることとした。手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により統一することとした。以上の内容を第13回合併協議会に提案し、翌第14回合併協議会で確認した。

⑮ 一部事務組合等の取扱い

「(1) 1市7町が加入している秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

(2) 本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町で構成している本荘地区消防事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。

(3) 矢島町、由利町及び鳥海町で構成している矢島地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。

(4) 公平委員会に係わる事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。」

ことを第4回合併協議会で確認した。また、

「(5) 矢島町及び鳥海町で構成している矢島・鳥海清掃一部事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。」

ことを第11回合併協議会で、

「(6) 1市7町が加入している本荘由利広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。」

ことを第16回合併協議会で確認した。

5 合併協定書の調印

平成16年8月17日、午後2時からホテルアイリスにおいて、約1年8カ月に及ぶ協議の結果、新市まちづくり計画を含む合併協定46項目全てに渡って確認が完了したことから、8市町の市町長による合併協定調印が実施された。

調印式には、県知事をはじめ、県議会議員、合併協議会委員、各市町の議会議員、県市町関係者など約250人が出席した。

式では、幹事長の経過報告の後、各市町長が合併の方式や期日など協定項目が記載された合併協定書に調印し押印。続いて県知事が特別立会人として署名をした。

この後、県知事を真ん中に、各市町長が互いに手を取り合い万歳を三唱し、調印式を閉じた。



合併協定調印式

6 法的手続き

① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

8市町長の合併協定調印を受け、平成16年8月18日に各市町臨時議会において、合併関連議案を審議し、可決された。

【合併関連議案】

- ・市町の廃置分合について
- ・市町の廃置分合に伴う財産処分について
- ・市町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について
- ・市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期等の特例について
- ・市町の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

② 廃置分合申請

平成16年8月23日、8市町長が県知事に対し、地方自治法第7条第1項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成16年秋田県議会9月定例会に廃置分合議案「議案第191号 市町の廃置分合について」を提案、同議案は平成16年10月1日に可決された。

④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成16年10月5日付けで市町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成16年10月28日付け総務省告示第827号により告示した。

7 新市移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 8 市町では、新市への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

① 市長職務執行者の決定

新市長が誕生するまでの市長職務執行者については、8 市町長の協議により、三浦孝郎（西目町長）が選任され、平成 17 年 2 月 25 日付けで 8 市町長の協議書を締結するとともに、同年 2 月 27 日第 22 回合併協議会で報告した。

② 新市章の決定

新市の市章は、合併調印を行った平成 16 年 8 月 17 日から同年 9 月 30 日まで公募によりそのデザインの募集が行われ、2,262 点の応募があった。他の法令等により制約を受けるものやデザインが類似するものを除くなどの作業を行い、最優秀賞 1 点と優秀賞 3 点を選定し、第 21 回合併協議会の席上で報告された。

選考理由として、由利本荘の「由」、「本」ともとれるその造形がユニークで、白抜きの部分が「人」にも見え、見る人によって捉え方の広がりがあり印象深く記憶に残りやすいという意見であった。

③ 電算システムの統一

広域一部事務組合を利用したシステムへの統一を目指し、市町独自のシステムで稼働しているデータの変換費用やデータ量増大に伴う機器更新費用を 8 市町で負担し、コストの面から緊急性の高い業務のものを選択して導入した。また、各種使用料の料金徴収システムは現状のまま引き続き使用することとし、新市発足後、機器の更新等にあわせてシステム統合を図ることとした。

④ 例規の整備

例規の整備については、合併協議会で確認された内容に沿って調整を進め、平成 17 年 3 月 22 日に由利本荘市役所の位置を定める条例ほか 263 件の条例を市長職務執行者により専決処分された。

⑤ 閉市町式・閉庁式

【閉市町式典】

本荘市 平成 17 年 3 月 14 日に市民約 1,000 人が参加し本荘文化会館で行われた。

矢島町 平成 17 年 3 月 4 日に日新館で関係者約 130 人が出席して行われた。

岩城町 平成 17 年 2 月 19 日に関係者約 400 人が出席してウェルサンピア秋田で行われた。

由利町 平成 17 年 3 月 15 日に善隣館で関係者約 120 人が出席して行われた。

大内町 平成 17 年 3 月 5 日に農村環境改善センターで関係者約 450 人が出席して行われた。

東由利町 平成 16 年 11 月 5 日に町内外の関係者約 490 人が出席し、健康増進センターで行われた。

西目町 平成 17 年 3 月 13 日に町民センター「シーガル」で行われ、町民、町関係者約 250 人が出席した。

鳥海町 平成 17 年 3 月 10 日に町民会館「紫水館」で町民や町関係者約 290 人が参加して行われた。

【閉庁式】

平成 17 年 3 月 18 日に本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町の 6 市町が、翌 19 日に西目町、21 日に鳥海町が閉庁式を行った。

8 新市誕生後の主な動き

① 合併初日の状況

平成17年3月22日、晴れ渡った青空の下、由利本荘市が誕生した。

当日は3連休明け、また、由利本荘市の誕生ということで市民の来庁者や報道機関の取材も多いと予想されたことから、午前8時30分の業務開始に支障をきたさないよう、午前5時50分から部長職以上の職員への辞令が交付され、午前7時には全職員に辞令が交付された。

本庁及び8総合支所の開庁（所）式は、午前7時40分から本庁・各総合支所で一斉に、庁舎の銘板の除幕やテープカットなどが行われ、由利本荘市の船出に詰めかけた市民や職員から大きな拍手が送られた。

式後、午前8時30分からは、由利本荘市としての業務がスタートしたが、合併に伴う事務手続きも多く、多忙な一日であった。

新市への事務引継ぎは、午前9時から旧市町長から市長職務執行者への事務引継ぎが始まり、収入役事務などが滞りなく行われた。

また、市長職務執行者が臨時の教育委員会委員を選任し、直ちに教育委員会を招集し協議が行われた。さらに、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会も開催された。

【タイムスケジュール】

- 5：50 部長級職員辞令交付
- 7：00 課長級以下職員辞令交付
- 7：40 開庁（所）式
- 9：00 旧市町長、市長職務執行者事務引継
- 10：00 教育委員会
- 10：37 選挙管理委員会
- 10：40 固定資産評価審査委員会

② 合併記念式典

平成 17 年 10 月 4 日、本荘文化会館で市民や新市発足に功労のあった方、関係者など約 1,000 人が出席して行われた。はじめに市長が式辞を述べ、市議会議長のあいさつのもと、新市誕生に功労のあった旧市町長や議会議長に総務大臣表彰が伝達され、また、合併協議会委員などに市長より感謝状の贈呈が行われた。さらに総務大臣からのメッセージや県知事からお祝いのごあいさつをいただいた。

式典終了後は、350 年の伝統ある八幡神社祭典に古くから参加している本荘地域の中横町町内神楽と、380 年の歴史を持つ鳥海地域の猿倉番楽の獅子舞が披露され、伝統の音色や舞が式典に華を添えた。



合併記念式典

③ 新市初議会

由利本荘市初の議会臨時会が平成 17 年 3 月 24 日と 25 日、由利本荘市西目公民館「シーガル」で開催された。

正副議長の選出や、総務、教育民生、産業経済、建設の各常任委員会並びに議会運営委員会の設置及び構成委員などを決定し、議会の運営に関する議案や市発足時に行った専決処分、平成 17 年度暫定予算案などを承認・可決した。

主な上程議案（報告）は次のとおり

- ・ 議会関係条例・規則
- ・ 専決処分報告（合併時に制定した条例 264 件、暫定施行した条例 134 件の報告など）
- ・ 平成 17 年度由利本荘市暫定予算

④ 市長選挙

合併に伴う初の由利本荘市長選挙は、平成 17 年 4 月 10 日に告示され、2 氏が立候補した。平成 17 年 4 月 17 日に投開票が行われ、27,258 票を獲得した柳田 弘が当選した。次点との差は 705 票、有権者数 73,868 人、投票率 73.92%であった。

⑤ 新市長による議会の招集

第 1 回由利本荘市議会定例会は、平成 17 年 6 月 3 日から同月 29 日までの 27 日間を会期として開催され、新市長は施政方針及び提出議案の説明を行った。

市税条例の一部改正の専決処分などの報告 26 件、平成 17 年度予算などの議案 61 件などが上程された。

提出議案のうち、「参与（特別職）の設置に関する条例」は否決されたが、「収入役を設置しない条例」、定数を 2 人とする「助役の定数条例」の可決を受けて、助役人事案を追加提案し、2 人とも議会の同意を得た。

⑥ 在任特例後の議会議員選挙

在任特例期間満了に伴う市議会議員選挙は、平成 17 年 10 月 16 日に告示され同月 23 日に投開票が行われた。

定数 30 人に対して 60 人が立候補し、有権者数 74,139 人に対し、投票総数 57,641 票、投票率 77.75%、次点との差は 10 票という大激戦の選挙であった。

⑦ 決算審査の状況

平成 17 年第 2 回市議会定例会において、決算審査特別委員会を設置して平成 16 年度の由利本荘市及び合併前の各市町の決算審査が行われた。決算審査は、旧市町決算 8 分科会、由利本荘市決算 4 分科会の 12 の分科会にわかれて行われ、旧市町のうち 1 町の決算が不適切な事務執行があったとして不認定となったものの、他の決算は認定された。

合併協定書

平成16年8月17日

本 荘 市
矢 島 町
岩 城 町
由 利 町
大 内 町
東 由 利 町
西 目 町
鳥 海 町

1 合併の方式

本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡大内町、同郡東由利町、同郡西目町及び同郡鳥海町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

3 新市の名称

新市の名称は「由利本荘市（ゆりほんじょうし）」とする。

4 新市の事務所の位置

- （1）新市の事務所（管理・事務局部門を置く本庁機能を有する事務所）の位置は、当分の間、本荘市出戸町字尾崎17番地に置く。
- （2）新庁舎の建設は、当分の間行わない。
- （3）一市七町の現庁舎を総合支所、または地域自治区の事務所とする。なお、既存の支所及び出張所は存続する。

5 財産及び債務の取扱い

- （1）各市町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。
- （2）本荘市の石脇財産区、子吉財産区、小友財産区、石沢財産区、北内越財産区及び松ヶ崎財産区並びに大内町の北内越財産区については、現行のとおり、新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。
- （3）普通財産のうち立木の処分があった場合は、それぞれの地域に配慮するものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- （1）議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- （2）新市の議会議員の定数は、30人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、一市七町の農業委員会の選挙による委員であった者のうち80人は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。選挙区は8とし、現在の各市町に設ける。
ただし、各選挙区における選挙すべき委員の定数については、新市において調整する。

8 地方税の取扱い

- (1) 市民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、入湯税の税率については、新市における標準税率に統一する。
納期については、地方税法に定める納期に統一する。ただし、固定資産税及び軽自動車税の納期については、本荘市の例に統一する。
- (2) 市たばこ税、特別土地保有税については、現行のとおりとする。
なお、特別土地保有税の免税点については、地方税法の規定により5,000㎡とする。
- (3) 都市計画税については、現行のとおりとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。
- (4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

10 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- (2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

11 条例・規則等の取扱い

条例及び規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し施行するもの

12 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、住民サービスが低下しないよう十分に配慮し、次の事項を基本として整備する。

また、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図る。

〈新市の事務組織及び機構の整備方針〉

- (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- (3) 地方分権社会における行政課題に的確に対応できる組織・機構
- (4) 地域コミュニティの推進について、支援できる組織・機構
- (5) 簡素で効率的な組織・機構

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 本荘由利一市七町が加入している秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (2) 一市四町（本荘市、岩城町、大内町、東由利町及び西目町）で構成している本荘地区消防事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。
- (3) 三町（矢島町、由利町及び鳥海町）で構成している矢島地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。
- (4) 公平委員会に係わる事務の委託については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。
- (5) 二町（矢島町及び鳥海町）で構成している矢島・鳥海清掃一部事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐ。
- (6) 本荘由利一市七町が加入している本荘由利広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

14 使用料及び手数料等の取扱い

使用料及び手数料等については、次のとおり調整する。

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、新市において調整を図る。
- (2) 手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努める。

(1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。

なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとし、必要に応じ新市において調整を図る。

16 補助金・交付金等の取扱い

補助金及び交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から次の方針を基本に調整を図る。

(1) 各市町同一または同種の補助金及び交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

(2) 各市町独自の補助金及び交付金等については、制度の経緯や地域事情、従来からの実績を踏まえて調整する。

17 字の区域及び名称の取扱い

(1) 字の区域は、現行のとおりとする。

(2) 本荘市、由利町及び大内町は、現行の大字の前に現市町名を付さない。

(3) 矢島町、西目町及び鳥海町は、現行の大字の前にそれぞれ「矢島町」、「西目町」、「鳥海町」の名称を付する。

(4) 岩城町及び東由利町は、現行の大字の前にそれぞれ「岩城」、「東由利」の名称を付する。

(5) 表示、読み方が類似している大字名については、当該地域の住民の意向を尊重し、今後関係市町間で調整する。

なお、地域自治区が設置される場合には、一市七町とも現行の大字の前に現市町名を付さない。

18 慣行の取扱い

(1) 市章については、新市において新たに制定する。

(2) 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整する。

(3) 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整する。

19 国民健康保険事業の取扱い

(1) 国民健康保険税の納期については、新市において本荘市の例により統一する。

(2) 国民健康保険税の税率については、2つの区域による不均一課税とし、急激な負担増加とならないよう配慮する。ただし、不均一課税の期間は、合併後5年以内とする。

(3) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

(4) 出産育児一時金及び葬祭費については、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、東由利町、西目町及び鳥海町の例により合併時に統一する。

(5) 保健事業の人間ドック助成については、対象者及び助成額を合併時に統一するよう調整を図る。

20 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整を図る。

21 消防団の取扱い

(1) 消防団は、合併時に統合する。

なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討する。

(2) 報酬等については、合併時まで調整を図り統一する。

(3) 消防団の施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 出初式については、新市において同一会場で実施できるように調整する。その他の諸行事については、現市町ごとに現行のとおり実施するよう新市において調整を図る。

22 各種事務事業の取扱い

22-1 姉妹都市・国際交流事業

(1) 姉妹都市等の提携及び交流事業については、現行のとおり合併時に新市に引き継ぐ。

(2) 国際交流団体については、現行のとおり合併時に新市に引き継ぐ。

22-2 電算システム事業

電算システム事業については、合併時に電算システムを統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

22-3 広報広聴関係事業

(1) 新市において、広報紙を発行する。

(2) 新市において、ホームページを開設する。

(3) 新市において、広聴活動の充実を図る。

22-4 納税関係事業

- (1) 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。
- (2) 納税貯蓄組合に対する納税報奨金、奨励金及び補助金については、合併時に統一する。
- (3) 納税貯蓄組合連合会については、新市において調整する。

22-5 消防防災・交通関係事業

- (1) 自主防災組織等消防防災に係る組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。
- (2) 防災計画については、新市において新たに策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (3) 防災無線については、新市において速やかに統合する。
- (4) 交通指導隊及び防犯指導隊については、新市において新たに組織する。

22-6 窓口業務

- (1) 諸証明の発行については、様式を統一して実施する。
- (2) 諸証明交付手数料については、合併時に統一する。
- (3) 臨時運行許可手続きについては、本荘市の例により実施する。

22-7 保健衛生事業

- (1) 母子保健事業については、健康診査の実施場所について現行を基本とし、健康診査内容の充実に努めるよう調整を図る。
- (2) 予防接種事業については、接種方法及び自己負担金について合併時まで統一するよう調整を図る。
- (3) 結核予防事業については、結核検診の対象者を統一して実施する。
- (4) 健康21計画については、新市において新たに策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (5) 診療所事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 基本健康診査及び各種がん検診については、対象者及び自己負担金について合併時に統一するよう調整を図る。
- (7) 人間ドック助成事業については、対象者及び助成額について合併時に統一するよう調整を図る。

22-8 障害者福祉事業

- (1) 国が定める制度については、障害者福祉等に関する法律及び施行細則、その他要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (2) 国県補助事業については、実施要綱を統一して実施する。
- (3) 在宅障害者共同作業所通所費助成については、要綱を統一して実施する。
- (4) 移送費助成事業については、要綱を統一して実施する。

22-9 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。
なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (2) 国または県が定める制度については、その要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (3) 各市町独自の制度については、制度の経緯や従来からの実績を踏まえ、新市において実施要綱を統一して実施できるよう調整を図る。
- (4) 敬老会については、現行を基本とし、新市において調整を図る。
- (5) 長寿祝金については、対象年齢及び金額を統一する。

22-10 児童福祉事業

- (1) 乳幼児医療については、矢島町、岩城町、由利町、東由利町及び西目町の例により実施し、就学前医療費の無料化を図る。
- (2) 地域子育て支援センターについては、地域の実情に応じた計画的な配置を行う。
- (3) 放課後児童クラブについては、実施要綱を統一して新市で実施する。児童館活動での対応は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5) 保育料については、子育て支援の一環として西目町を例に徴収基準を設定する。ただし、保育料が増額となる階層については合併後3年間据置き、その後新市において段階的に調整を図り統一する。

22-11 その他の福祉事業

- (1) 生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき新市において実施する。
- (2) 社会福祉協議会に係る事業委託・事業補助については、社会福祉協議会の事情を考慮しながら調整を図る。

22-12 ごみ収集運搬業務事業

- (1) ごみ収集業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。ただし、粗大ごみ収集については、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。
- (2) 現行の溜掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。
- (3) ごみ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてごみ処理計画を策定し施設整備の調整を図る。
- (4) 資源ごみの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る。

22-13 環境対策事業

- (1) 法令に基づき公害調査を新市において現行のとおり実施する。
- (2) 現行の公害防止に関する協定については、新市に引き継ぎ、新市において協定を結ぶ。
- (3) し尿処理については、現行のとおり本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施するよう調整を図る。
- (4) 火葬場については、現在の施設を新市に引き継ぐ。
使用料は、本荘市の例により統合する。

22-14 農林水産業関係事業

- (1) 土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。ただし、現在実施中の事業は事業完了まで、現行の受益者負担割合を継続する。
- (2) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。
- (3) 市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を引き継ぐような内容で策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (4) 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。
- (5) 漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し新市において管理する。また、漁港の占用施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 地域農業マスタープラン及び農業振興計画については、新市において新たに策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (7) 米生産調整対策については、圃の制度である水田農業経営確立対策の見直しを踏まえて、新市において調整する。
- (8) 病虫害防除事業については、新市において防除協議会を組織し調整を図る。ただし、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとする。
- (9) 中山間地域直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (10) 畜産共進会については、合併時にJA管内（1市10町）での開催となるよう調整する。ただし、東由利町においては平成17年度は地区共進会開催後、JA管内の共進会参加となるよう調整する。

22-15 商工・観光事業

- (1) 中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。
- (2) 観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 各種の観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-16 建設関係事業

- (1) 市町道は、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市の市道認定基準については、統一した新たな基準を合併時まで作成する。
- (2) 除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情に応じた除雪計画を策定し、その充実に努める。
- (3) 公営住宅の家賃は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-17 水道事業

- (1) 上水道事業については、本荘市、矢島町、由利町、西目町及び鳥海町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。
- (2) 簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 水道料金及び量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目標に統一する方向で調整する。
- (4) 水道加入者分担金については、合併時に廃止する方向で調整する。
- (5) 水道関係手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。

22-18 下水道事業

- (1) 公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 公共下水道事業に係る使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目標に統一するよう調整する。
- (3) 集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 集落排水事業等に係る使用料及び受益者分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目標に統一するよう調整する。
- (5) 合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成23年度を目標に統一するよう調整する。

22-19 市・町立学校の通学区域

市・町立学校の通学区域については、現行のとおりとし、必要に応じ新市において調整する。

22-20 学校教育事業

- (1) 奨学資金貸付事業については、現行制度をもとに合併時に統一する。
ただし、合併前に決定を受けた者の貸付及び返還については、従前の例による。
- (2) 修学旅行助成事業については、合併時に統一する。
- (3) 学校給食事業については、現行のとおりその業務を行うものとする。
- (4) スクールバスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (5) 遠距離通学費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (6) 公立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

調 印 書

22-21 文化振興事業

- (1) 芸術文化協会については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるよう調整に努める。
- (2) 文化財保護審議会は、新市において設置する。
- (3) 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において管理運営の調整を図る。
- (5) 美術館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22-22 社会教育事業

- (1) スポーツ関係団体については、それぞれの事情を尊重しながら統合できるように調整に努め、スポーツ活動の振興を図る。
- (2) 体育指導委員については、新市において設置する。
- (3) 各種スポーツ大会及びスポーツ教室・講習会等については、現行を基本として新市において調整を図る。
- (4) 社会教育関係の各種委員については、新市において新たに設置する。
- (5) 社会教育中期計画については、新市において策定する。
- (6) 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (7) 成人式については、新市において調整を図る。
- (8) 各種教室・講座等については、住民の要望等を考慮し、現行を基本として新市において必要な調整を図る。

23 新市建設計画（新市まちづくり計画）

新市建設計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

24 地域審議会及び地域自治区の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域審議会、または地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区の設置について合併時まで検討する。

25 第三セクターの取扱い

第三セクターについては、それぞれの設立目的及び地域の実情を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぐ。

本荘市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡大内町、同郡東由利町、同郡西目町及び同郡鳥海町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく本荘由利一市七町合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年8月17日

本荘市長

柳田 弘 

矢島町長

佐藤 清圓 

岩城町長

加藤 鉦一 

由利町長

阿部 満 

大内町長

佐々木 秀綱 

東由利町長

阿部 幸悦 

西目町長

三浦 孝郎 

鳥海町長

佐藤 源一 

特別立会人

秋田県知事

寺田典城

立会人

(秋田県)
合併協議会委員

井上文夫

(本荘市)
合併協議会委員

斎藤好三

(本荘市)
合併協議会委員

工藤兼雄

(本荘市)
合併協議会委員

東海林京子

(本荘市)
合併協議会委員

村岡兼幸

(矢島町)
合併協議会委員

大場重夫

(矢島町)
合併協議会委員

佐藤實

(矢島町)
合併協議会委員

茂木好文

(矢島町)
合併協議会委員

鈴木清

(岩城町)
合併協議会委員

河部 一 雄

(岩城町)
合併協議会委員

新川 伴

(岩城町)
合併協議会委員

高橋 良一

(岩城町)
合併協議会委員

三浦 稔

(由利町)
合併協議会委員

村上 亨

(由利町)
合併協議会委員

依藤 千秋

(由利町)
合併協議会委員

尾留川 正

(由利町)
合併協議会委員

木内 忠一

(大内町)
合併協議会委員

成田 正雄

(大内町)
合併協議会委員

小松 敏博

(大内町)
合併協議会委員

佐々木 正男

(大内町)
合併協議会委員

小笠原 良一

(東由利町)
合併協議会委員

遠藤 忠平

(東由利町)
合併協議会委員

小松 義嗣

(東由利町)
合併協議会委員

長谷山 光

(東由利町)
合併協議会委員

金子 拓雄

(西目町)
合併協議会委員

斎藤 栄一

(西目町)
合併協議会委員

鈴木 澄夫

(西目町)
合併協議会委員

三浦 重夫

(西目町)
合併協議会委員

須田 妙子

(鳥海町)
合併協議会委員

藤原 友一

(鳥海町)
合併協議会委員

眞坂 孝衛

(鳥海町)
合併協議会委員

松田 訓

(鳥海町)
合併協議会委員

大友 安一子